

○西東京市保谷こもればいホール条例施行規則

平成13年 1 月21日規則第117号

改正

平成19年 9 月27日規則第90号

平成20年 2 月22日規則第 8 号

平成26年 3 月31日規則第19号

平成28年 3 月31日規則第34号

西東京市保谷こもればいホール条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市保谷こもればいホール条例（平成13年西東京市条例第119号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し方法)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に定める西東京市保谷こもればいホール（以下「保谷こもればいホール」という。）のメインホール又は小ホールについては、原則として、舞台及び客席を貸し出すものとする。ただし、使用日の 3 月前の日にメインホール又は小ホールに予約の入っていない場合は、それぞれの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を貸し出すことができる。

(使用申請)

第 3 条 保谷こもればいホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、保谷こもればいホール施設使用申請書（様式第 1 号）及び保谷こもればいホール附属設備使用申請書（様式第 2 号）（西東京市公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則（平成14年西東京市規則第 8 号）第 2 条に規定する予約システム（以下「予約システム」という。）による入力を含む。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の施設等のうちメインホール又は小ホールの使用については、前項の申請書のほかに保谷こもればいホール使用計画書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

3 市長は、メインホール又は小ホール以外の施設等の使用について、申請者に対して必要な資料の提出又は使用内容の説明を求めることができる。

4 使用の申請の受付は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

5 別表第 1 に規定する申請者が市民の場合におけるリハーサル室・音楽練習室・会議室の使用の申請の期間のうち使用日の 3 月前の日が属する月の初日から 7 日までは、予約システムによる抽選の申込みを受け付ける期間とし、同月 8 日に抽選し、申請することができる者を決定する。

6 前項の抽選の申込みにより抽選の日（以下「抽選日」という。）に申請することが決定した者（以下「当選者」という。）は、抽選日の属する月の 15 日までに予約システムによりリハーサル室・音楽練習室・会議室の使用の申請をするものとする。

7 前項の規定により当選者が同項に規定する期日までに申請をしなかったときは、抽選による決定を取り下げたものとみなし、当該期日の属する月の 16 日以後に予約のないリハーサル室・音楽練習室・会議室については、申請者は、予約システムにより使用の申請をすることができるものとする。

(使用許可)

第 4 条 市長は、前条に規定する使用の申請を受けたときは速やかに使用の可否について決定し、申請者に対し保谷こもればいホール施設使用許可（不許可）書（様式第 4 号）及び保谷こもればいホール附属設備使用許可（不許可）書（様式第 5 号）を交付する。

(連続使用の期間)

第 5 条 条例第 4 条第 3 項に定める施設の連続使用の期間は、別表第 2 のとおりとする。ただし、当該期間内にある休館日は、使用日数に含まないものとする。

2 条例第 4 条第 3 項ただし書に規定する市長が特に必要と認めたときとは、市が後援する事業で、芸術的又は文化的価値が高いものと認められるときをいう。

(使用の不許可)

第 6 条 条例第 5 条第 3 号に規定する施設等の管理運営上支障があるときとは、おおむね次のものをいう。

- (1) 入館者の安全の確保が困難であるとき。
- (2) 他の施設等の使用の許可を受けた者に不利益又は迷惑を及ぼすことが明らかであるとき。
- (3) その他施設等の管理運営上支障があり使用が困難であるとき。

(利用料金)

第7条 条例第6条第1項及び第2項に定める施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）のうち附属設備に係るものは、別表第3のとおりとする。

- 2 リハーサル室・音楽練習室・会議室に係る利用料金は、当選者は抽選日の属する月の15日までの間に、第3条第7項の規定により使用の申請をした申請者は申請をした日後7日（申請をした日から使用しようとする日までの期間が7日未満のものにあつては使用しようとする日の前日）までの間に納付しなければならない。

(超過使用)

第8条 条例別表第1「1 基本の利用料金の上限額」の表備考5にあるあらかじめ許可を得た時間を超えて施設を使用するときは、施設等の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、保谷こもれびホール施設時間超過使用申請書（様式第6号）を事前に条例第12条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する申請に理由があると認めたときは、これを許可する。
- 3 指定管理者は、前項に規定する許可をした場合は、条例別表第1「1 基本の利用料金の上限額」の表備考5に基づいて利用料金を収受する。

(利用料金の減額又は免除)

第9条 条例第7条に定める特別の理由とその減免率は、別表第4のとおりとする。

- 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする申請者は、保谷こもれびホール施設等利用料金減免申請書（様式第7号。以下「利用料金減免申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金減免申請書を受けたときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、申請者に対して保谷こもれびホール施設等利用料金減免承認（不承認）書（様式第8号）を交付するものとする。

(使用の取下げ)

第10条 使用者が施設等の使用の申請の取下げをしようとする場合は、保谷こもれびホール施設等使用申請取下げ書（様式第9号。以下「申請取下げ書」という。）に第4条に定める使用許可書を添えて、市長に届け出なければならない。

(使用許可の変更)

第11条 使用者は、使用の許可を受けた施設等若しくは使用時間の区分を当該使用日内において変更し、又は営業行為の有無若しくは1人分の入場料等の最高額を変更しようとするときは、保谷こもれびホール施設等使用変更申請書（様式第10号）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、施設の使用の変更については、メインホールと小ホール相互間又はメインホール及び小ホール以外の施設相互間に限り申請できるものとする。

- 2 指定管理者は、前項に規定する使用の変更の申請があつたときは、速やかに変更の可否について決定し、使用者に対して保谷こもれびホール施設等使用変更許可（不許可）書（様式第11号）を交付する。
- 3 使用者は、使用の変更が許可された後の利用料金が既納の利用料金より多いときは、使用の変更の許可の際にその差額を納付しなければならない。

(利用料金の還付)

第12条 条例第8条ただし書に定める利用料金の還付を受けようとする使用者は、保谷こもれびホール施設等利用料金還付請求書（様式第12号。以下「還付請求書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、還付請求書を受けたときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、使用者に対して保谷こもれびホール施設等利用料金還付承認（不承認）書（様式第13号）を交付するものとする。
- 3 指定管理者は、前2項に定める利用料金の還付については、別表第5に定めるところにより行うものとする。

- 4 指定管理者は、前条に規定する使用の変更の許可により生じた利用料金の過納金については、別表第5に規定する使用の取下げに関する還付の額の割合により還付することができる。

(特別使用の申請)

第13条 条例第9条の規定により施設に特別の設備等を設置し、若しくは変更を加え、又は施設等の管理運営上支障があると認められる附属設備以外の器具等を使用する目的で持ち込もうとする使用者は、保谷こもれびホール施設等特別使用申請書(様式第14号。以下「特別使用申請書」という。)に仕様書、図面等の資料を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、市長が必要と認めたときは、その内容について使用者に説明を求めることができる。

- 2 市長は、特別使用申請書を受けたときは、速やかに内容を審査し、その可否について決定し、使用者に対して 保谷こもれびホール施設等特別使用許可(不許可)書(様式第15号)を交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、施設等の使用の許可の取消し又は使用の停止(以下「使用の許可の取消し等」という。)をしたときは、速やかに使用者に対して保谷こもれびホール施設等使用許可取消し等処分書(様式第16号)を交付するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

- 2 特別使用の許可の取消し等については、使用の許可の取消し等の例による。

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 係員の指示に従うこと。
- (2) 施設の収容人員数を超えて収容しないこと。
- (3) 施設等の管理を適正に行うこと。
- (4) 火災の予防及び事故防止に万全を期すこと。
- (5) 保谷こもれびホールの秩序を維持するため、必要があれば整理員を置くこと。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、施設等の原状回復後、直ちに市職員の点検を受けなければならない。

(入館者の行為の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者の保谷こもれびホールへの入館を禁じ、又は保谷こもれびホールからの退館を命ずることができる。

- (1) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をする者
- (2) 火薬類、刃物その他の危険物を所持している者又は保谷こもれびホールに持ち込もうとする者
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (4) 許可なく動物等(盲導犬等を除く。)を館内に入れた者又は入れようとする者
- (5) 許可なく所定の場所以外に出入りする者
- (6) 施設等を故意に汚損する者
- (7) 許可なく寄附、募金等の行為をする者

(禁止事項)

第18条 使用者又は入館者は、許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品等を販売し、又は陳列し、若しくは展示すること。
- (2) 広告物等を掲示し、又は配布すること。
- (3) 団体等への勧誘又は署名活動等を行うこと。

(指定管理者の募集)

第19条 市長は、条例第13条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他団体(次条及び第22条において「団体」という。)を募集しようとするときは、次に掲げる事項を公表して行うものとする。

- (1) 指定管理者が管理運営を行う施設の名称、所在地その他施設等の概要に関すること。
- (2) 条例第12条に規定する管理業務(以下「管理業務」という。)の内容に関すること。
- (3) 条例第13条に規定する公募の期間に関すること。
- (4) 指定管理者の応募資格に関すること。
- (5) 指定管理者の選定の基準に関すること。

- (6) 指定管理者が管理業務を行う期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 利用料金に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（指定管理者の指定の申込み）

第20条 団体は、条例第14条の規定による指定管理者の指定の申込みをしようとするときは、指定管理者指定申込書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第14条第1号に規定する事業計画書
- (2) 団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに類するもの
- (3) 団体の役員の名簿又はこれに類するもの
- (4) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (5) 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する実績を記載した書類
- (6) 団体の概要が分かる書類
- (7) 団体の経営状況が分かる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定の基準）

第21条 条例第16条第4号に規定する市長が別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第1条の2に掲げる事業について、熱意及び識見を有するものであること。
- (2) 文化施設又はこれに類する施設の管理運営の技術に係る指導育成体制が整備されていること。
- (3) 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関し実績を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保谷こもれびホールの適正な管理運営を行うために市長が必要と認める基準
（指定管理者の指定等の通知）

第22条 市長は、条例第17条の規定により指定管理者として指定した団体に対し、指定管理者指定通知書（様式第18号）を送付するものとする。

- 2 市長は、条例第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者指定取消し通知書（様式第19号）を送付するものとする。
（指定管理者の指定等の公表）

第23条 市長は、条例第17条の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定管理者が管理業務を行う施設の名称
- (2) 指定管理者の名称及び所在地
- (3) 指定期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、条例第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。
 - (1) 指定を取り消した指定管理者が管理業務を行っていた施設の名称
 - (2) 指定を取り消した指定管理者の名称及び所在地
 - (3) 指定を取り消した日
 - (4) 指定を取り消した事由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（協定事項等）

第24条 条例第20条に規定する協定は、次に掲げる内容とする。

- (1) 基本協定 指定期間に係る基本的な事項について定め、管理業務の開始の日に締結するもの
- (2) 年度協定 当該年度の管理業務に係る業務内容等について定め、管理業務の開始の日及び当該年度の初日に締結するもの
- 2 前項第1号に規定する基本協定は、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 関係法令等を遵守し、適正な管理業務を行うこと。
 - (2) 条例第14条第1号に規定する事業計画書に関すること。
 - (3) 利用料金に関すること。
 - (4) 指定期間に係る管理業務等の経費に関すること。

- (5) 条例第21条に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）に関する事。
 - (6) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事。
 - (7) 指定管理者が管理業務に関して保有する情報の公開に関する事。
 - (8) その他市長が必要と認めた事項
- 3 第1項第2号に規定する年度協定は、次の事項を定めるものとする。
- (1) 当該年度の管理業務の範囲及び実施に関する事。
 - (2) 当該年度の管理業務等の経費に関する事。
 - (3) その他市長が必要と認めた事項
(指定管理者の管理業務の基準)

第25条 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守し、適正に行う事。
- (2) 使用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う事。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行う事。
- (4) その他市長が別に定める基準
(事業報告書の提出)

第26条 指定管理者は、事業報告書に次に掲げる事項を記載して、毎年度終了後60日以内に市長に提出しなければならない。年度の途中において条例第23条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときも、その取り消された日から起算して60日以内に当該事業報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況及び施設等の利用状況
- (2) 当該年度の利用料金の収入実績
- (3) 当該年度の管理業務等の経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(指定管理者による管理)

第27条 条例第12条の規定により指定管理者が管理業務を行う場合は、第3条から第5条まで、第10条、第13条、第14条、第16条及び第17条並びに様式第1号から様式第5号まで、様式第9号から様式第11号まで及び様式第14号の規定を準用する。この場合において、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市又は指定管理者」と、第10条、第13条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「市職員」とあるのは「指定管理者」と、第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号から様式第3号までの規定中「西東京市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第4号及び様式第5号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第9号及び様式第10号中「西東京市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第11号中「使用料」とあるのは「利用料金」と並びに様式第14号中「西東京市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(市長による管理)

第28条 条例第28条第1項の規定により保谷こもれびホールの管理運営を市長が行い、市長が定める保谷こもれびホールの使用料を徴収する場合にあっては、第7条から第9条まで、第11条及び第12条並びに別表第3から別表第5まで、様式第6号から様式第8号まで、様式第12号及び様式第13号の規定を準用する。この場合において、第7条の見出しを「(使用料)」と、同条第1項中「使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「条例第12条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金を収受する」とあるのは「使用料を徴収する」と、第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「保谷こもれびホール施設等利用料金減免申請書」とあるのは「保谷こもれびホール施設等使用料減免申請書」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「保谷こもれびホール施設等利用料

金減免承認（不承認）書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免承認（不承認）書」と、第11条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「保谷こもればホール施設等利用料金還付請求書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付請求書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「保谷こもればホール施設等利用料金還付承認（不承認）書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付承認（不承認）書」と、同条第3項及び第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第4中「指定管理者が特に」とあるのは「市長が特に」と、別表第5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第6号中「指定管理者」とあるのは「西東京市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、様式第7号中「保谷こもればホール施設等利用料金減免申請書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免申請書」と、「指定管理者 あて」とあるのは「西東京市長あて」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「指定管理者が特に」とあるのは「市長が特に」と、様式第8号中「保谷こもればホール施設等利用料金減免承認（不承認）書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免承認（不承認）書」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、様式第12号中「保谷こもればホール施設等利用料金還付請求書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付請求書」と、「指定管理者」とあるのは「西東京市長」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と並びに様式第13号中「保谷こもればホール施設等利用料金還付承認（不承認）書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付承認（不承認）書」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と読み替えるものとする。

（雑則）

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前までに、保谷こもればホール条例施行規則（平成9年保谷市規則第48号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年10月1日規則第48号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成14年12月11日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月17日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 西東京市保谷こもればホール条例の一部を改正する条例（平成17年西東京市条例第19号。以下「改正条例」という。）による改正後の西東京市保谷こもればホール条例（平成13年西東京市条例第119号。以下「新条例」という。）第17条に規定する指定管理者（新条例第12条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の日（以下「指定日」という。）の前に支払を受けた指定日以後に係る利用料金（新条例第6条に規定する利用料金をいう。以下同じ。）については、この規則による改正後の西東京市保谷こもればホール条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく利用料金の前払とみなす。
- 3 新規則第19条の規定による指定管理者の募集その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、同条から新規則第21条までの規定の例により行うことができる。
- 4 この規則の施行の際、現に使用している様式については、新規則の規定にかかわらず、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 5 西東京市保谷こもればホール条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成17年西東京

市条例第34号)による改正後の改正条例附則第4項の規定により、平成18年4月1日から2年の間、指定管理者が新条例第12条に規定する管理業務を行う場合であっても新条例第6条第2項及び第3項並びに第12条第6号の規定を適用せず、新条例別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収するときには、新規則第7条の見出しを「(使用料)」と、同条中「使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、新規則第8条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金を収受する」とあるのは「使用料を徴収する」と、新規則第9条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「保谷こもればホール施設等利用料金減免申請書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免申請書」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金減免申請書」とあるのは「使用料減免申請書」と、「保谷こもればホール施設等利用料金減免承認(不承認)書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免承認(不承認)書」と、新規則第11条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、新規則第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「保谷こもればホール施設等利用料金還付請求書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付請求書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「保谷こもればホール施設等利用料金還付承認(不承認)書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付承認(不承認)書」と、同条第3項及び第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、新規則第19条第7号及び第24条第2項第3号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、新規則第26条第2号中「利用料金の収入実績」とあるのは「使用料の取扱いに関すること。」と、新規則別表第3及び別表第5並びに新規則様式第6号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、新規則様式第7号中「保谷こもればホール施設等利用料金減免申請書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免申請書」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、新規則様式第8号中「保谷こもればホール施設等利用料金減免承認(不承認)書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料減免承認(不承認)書」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、新規則様式第12号中「保谷こもればホール施設等利用料金還付請求書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付請求書」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、新規則様式第13号中「保谷こもればホール施設等利用料金還付承認(不承認)書」とあるのは「保谷こもればホール施設等使用料還付承認(不承認)書」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と並びに第2項中「利用料金(新条例第6条に規定する利用料金をいう。以下同じ。)」とあるのは「使用料」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と読み替えるものとする。

6 前項に規定する期間の経過後に指定管理者に利用料金を収受させる場合にあっては、第2項の規定を準用し、当該期間の経過前に支払を受けた当該期間の経過後に係る新条例第6条第1項に定める施設及び附属設備の使用に係る利用料金については、新規則の規定による利用料金の前払とみなす。

7 第5項に規定する期間において、新条例第7条に定める特別の理由及びその減免率については、新規則別表第4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

減免理由	減免率(%)
市が主催する事業等で使用する場合	100
社会福祉法人がその目的遂行のために使用する場合	50
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者、東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳を提示する者が使用する場合、又はこれらの者が半数以上で構成している団体が使用する場合、及びこれらの介護者が使用する場合	50

市又は指定管理者が後援する事業で指定管理者が特に認めたもの	30
練習（公演日を除く。）によりメインホール・小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用する場合	30

8 前項の場合において、新規則様式第7号に定める減免理由については、同様式の規定にかかわらず、次のとおりとする。

□市が主催する事業等で使用する場合

□社会福祉法人がその目的遂行のために使用する場合

□身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を提示する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者、東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳若しくは療育手帳制度要綱に基づく療育手帳を提示する者が使用する場合、又はこれらの者が半数以上で構成している団体が使用する場合、及びこれらの介護者が使用する場合

□市又は指定管理者が後援する事業で、指定管理者が特に認めたもの

□練習（公演日を除く。）によりメインホール・小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用する場合

附 則（平成17年12月28日規則第76号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月1日規則第50号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に西東京市保谷こもれびホールの施設及び附属設備の使用の申請をし、施行日以降に西東京市保谷こもれびホールの施設及び附属設備を使用する場合については、改正後の別表第4の規定を適用するものとする。

附 則（平成19年9月27日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年12月28日から適用する。

附 則（平成20年2月22日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1及び様式第7号の規定は、平成20年4月1日以後に西東京市保谷こもれびホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を申請する場合から適用し、同日前の施設等の使用については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第4の規定は、平成20年4月1日以後の施設等の使用の申請に係る料金から適用し、同日前の施設等の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条及び第7条の規定は、平成26年6月1日以後に西東京市保谷こもれびホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の申請をする場合から適用し、同日前の施設等の使用の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の西東京市保谷こもれびホール条例施行規則、

第2条の規定による改正前の西東京市アスタ市民ホール条例施行規則及び第3条の規定による改正前の西東京市市民交流施設条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条関係）

施設等		申請者が市民の場合	申請者が市民以外の場合
施設	メインホール・小ホール	使用日の12月前の日が属する月の初日から使用日の2週間前の日まで（メインホール又は小ホールで公演を行わない使用でメインホール又は小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用するときは、使用日の3月前の日から使用日の前の日まで）	使用日の12月前の日が属する月の16日から使用日の2週間前の日まで（メインホール又は小ホールで公演を行わない使用でメインホール又は小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用するときは、使用日の3月前の日から使用日の前の日まで）
	リハーサル室・音楽練習室・会議室	使用日の3月前の日が属する月の初日から使用日の前の日まで。ただし、メインホール又は小ホールに付随して使用するときは、メインホール又は小ホールの受付と同様とする。	使用日の3月前の日が属する月の16日から使用日の前の日まで。ただし、メインホール又は小ホールに付随して使用するときは、メインホール又は小ホールの受付と同様とする。
	楽屋	使用日の12月前の日が属する月の初日から使用日まで	使用日の12月前の日が属する月の16日から使用日まで
附属設備		施設の使用の申請の日から使用日まで	

備考 使用の申請期間の初日が休館日であるときは、申請日をその翌日からとし、当該期間の最終日が休館日であるときは、その前の日までとする。

別表第2（第5条関係）

施設	連続使用期間
メインホール	6日間
小ホール	6日間
リハーサル室	6日間
楽屋	6日間
音楽練習室	4日間
会議室	3日間

別表第3（第7条、第28条関係）

附属設備の利用料金

（単位 円）

附属設備			単位	メインホール	小ホール	リハーサル室等	摘要
楽器類	ピアノ	フルコンサート	1台	10,000	5,000		
		セミコンサート	1台			2,000	
		アップライト	1台			1,000	
	ティンパニ		1台	800	800	800	
	シンセサイザー		1台	500	500	500	
	ドラムセット		一式	800	800	800	
舞台設備	所作台		1枚	200			
	平台		1枚	100	100	100	
	司会者台		1台	200	200	200	
	演台（3点セット）		一式	400	400		

	指揮者台	1 台	200	200	200	
	松羽目	一式	1,000			
	屏風	1 双	1,000	1,000	1,000	
	効果用幕	1 枚	800	800		
	効果用敷物	1 枚	200	200		
	座布団	1 枚	50	50	50	
	音響反射板	一式	1,000			
	譜面台	1 台	50	50	50	
	効果用道具	1 個	50	50	50	
	効果用機器	1 台	1,000	1,000		
	バレエシート	1 枚	500			
	ダンスフロア	1 枚	100	100	100	
照明設備	照明Aセット	一式	2,000	1,000		
	照明Bセット	一式	6,000	3,000		
	照明Cセット	一式	8,000			
	フットライト	1 列	500			
	ピンスポットライト	1 台	1,000	500		
	スポットライト	1 台	100	100		
	譜面灯	1 台	50	50	50	
音響設備	効果用照明器具	1 台	500	500		
	拡声装置	一式	4,000	2,000		
	拡声装置（移動式）	一式	1,000	1,000	1,000	
	音響機器	一式	1,500	1,000		
その他の設備	音響機器（移動式）	一式	1,000	1,000	1,000	
	映像機器	一式		1,000		
	映像機器（移動式）	一式	1,000	1,000	1,000	
	映写機	一式	8,000	1,000	1,000	
	パネル	1 枚	100	100	100	
	机	1 台	100	100	100	
電源設備	いす	1 脚	50	50	50	
		1 k w	50	50	50	持込み使用器具の合計 k w 数

備考 1 表中にあるリハーサル室等とは、リハーサル室、音楽練習室及び会議室いう。

2 附属設備を単独で使用する場合は、リハーサル室等の金額を適用する。

別表第 4（第 9 条、第 28 条関係）

減免理由	減免率（％）
1 社会福祉法人がその目的遂行のために使用する場合	50
2 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者手帳を提示する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者、東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳若しくは療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を提示する者が使用するとき、又はこれらの者が半数以上で構成している団体が使用するとき、及びこれらの介護者が使用する場合	50

3 使用日の3月前の日から使用日の前の日までに申請し、メインホール又は小ホールで公演を行わない場合であって、メインホール又は小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用する場合	50
4 市又は指定管理者が後援する事業による使用で指定管理者が特に認めた場合	30
5 メインホール又は小ホールで公演を行う場合であって、その公演の前に練習（公演の日を除く。）によりメインホール又は小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用する場合	30

別表第5（第12条、第28条関係）

	申請取下げ書の提出日	利用料金に対する還付率（％）
メインホール・小ホール使用の場合	使用日の6月前まで	100
	使用日の3月前まで	50
	使用日の1月前まで	30
メインホール・小ホール以外の使用の場合	使用日の1月前まで	100
	使用日の2週間前まで	50
	使用日の1週間前まで	20
使用者の責めに帰さない理由により、使用することができなくなった場合		100

年 月 日

保谷こもれびホール施設使用申請書
西東京市長 殿
次のとおり使用の申請をします。

申請者	住所						
	氏名			連絡先			
主催者	所在地又は住所						
	団体名						
	代表者名			連絡先			
使用責任者	住所						
	氏名			連絡先			
使用内容	日程	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	区分	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)
	午前 (9時～12時)						
	午後 (13時～17時)						
	夜間 (18時～22時)						
	全日 (9時～22時)						
使用目的	催事名	※上の枠に、使用する施設の番号を付してください。					
		施設	施設番号	施設	施設番号		
		メインホール	1	小ホール	8		
	種類 □音楽 □演劇 □舞踊 □映画 □展示 □芸能 □演芸 □講演 □会議 □その他	楽屋1 (小)	2		楽屋A	9	
		楽屋2 (小)	3		楽屋B	10	
		楽屋3 (大)	4		楽屋C	11	
		楽屋4 (大)	5	リハーサル室	12		
		楽屋5 (中)	6	音楽練習室	13		
	内容	楽屋6 (中)	7		会議室	14	
	入場予定者数		人				
入場料等		□無 □有 金額 (円～ 円)					
営業行為等の有無		□無 □有 内容 ()					
その他特記事項							

年 月 日

保谷こもれびホール附属設備使用申請書

西東京市長 殿
次のとおり使用の申請をします。

申請者	住所											
	氏名			連絡先								
主催者	所在地又は住所											
	団体名											
	代表者名			連絡先								
使用責任者	住所											
	氏名			連絡先								
使用内容	日程	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)					
	区分											
	午前(9時~12時)											
	午後(13時~17時)											
	夜間(18時~22時)											
使用目的	催事名	※上の枠に、使用する施設の番号を付してください。										
	種類 ☐ 音楽 ☐ 演劇 ☐ 舞踊 ☐ 映画 ☐ 展示 ☐ 芸能 ☐ 演芸 ☐ 講演 ☐ 会議 ☐ その他 内容	施設	施設番号	施設	施設番号							
		メインホール	1	小ホール	8							
		楽屋1(小)	2	楽屋A	9							
		楽屋2(小)	3	楽屋B	10							
		楽屋3(大)	4	楽屋C	11							
		楽屋4(大)	5	リハーサル室	12							
		楽屋5(中)	6	音楽練習室	13							
		楽屋6(中)	7	会議室	14							
附属設備		単位	数	附属設備		単位	数	附属設備		単位	数	
楽器類	ピアノ	フルコンサート	1台		舞 台 設 備	座布団	1枚		音 響 設 備	拡声装置	一式	
		セミコンサート	1台			音響反射板	一式			拡声装置(移動式)	一式	
		アップライト	1台			譜面台	1台			音響機器	一式	
	ティンパニ	1台		効果用道具	1個		音響機器(移動式)	一式				
	シンセサイザー	1台		効果用機器	1台		映像機器	一式				
	ドラムセット	一式		バレエシート	1枚		映像機器(移動式)	一式				
舞台設備	所作台	1枚		照 明 設 備	ダンスフロア	1枚		そ の 他 の 設 備	映写機	一式		
	平台	1枚			照明Aセット	一式			パネル	1枚		
	司会者台	1台			照明Bセット	一式			机	1台		
	演台	一式			照明Cセット	一式			いす	1脚		
	指揮者台	1台			フットライト	1列			電 源 設 備	持込み使用器具の合計kw数		
	松羽目	一式			ピンスポットライト	1台						
	屏風	1双			スポットライト	1台						
	効果用幕	1枚			譜面灯	1台						
効果用敷物	1枚		効果用照明器具	1台								
備考												

年 月 日

保谷こもればいホール使用計画書

西東京市長 殿

使用の計画は次のとおりです。

申請者	住 所						
	氏 名		連絡先				
主催者	所在地又は住所						
	団 体 名						
	代 表 者 名		連絡先				
使用責任者	住 所						
	氏 名		連絡先				
使用内容	日程	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	区分	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)	(曜日)
	午 前 (9 時 ~ 12 時)						
	午 後 (13 時 ~ 17 時)						
	夜 間 (18 時 ~ 22 時)						
	全 日 (9 時 ~ 22 時)						
使用目的	催事名	※上の枠に、使用する施設の番号を付してください。					
	種類 ☐ 音楽 ☐ 演劇 ☐ 舞踊 ☐ 映画 ☐ 展示 ☐ 芸能 ☐ 演芸 ☐ 講演 ☐ 会議 ☐ その他 内容	施 設	施設番号	施 設	施設番号		
		メインホール	1	小ホール	8		
		楽屋 1 (小)	2	楽屋 A	9		
		楽屋 2 (小)	3	楽屋 B	10		
		楽屋 3 (大)	4	楽屋 C	11		
		楽屋 4 (大)	5	リハーサル室	12		
	楽屋 5 (中)	6	音楽練習室	13			
	楽屋 6 (中)	7	会議室	14			
	入場料等	入場料金	☐ 無料 ☐ 有料 (円 ~ 円)				
発売方法		☐ プレイガイド () ☐ その他 ()					
広報方法							
営業行為等の内容							
主な出演者 (関係者)					総数	人	
公演関係の物品販売		☐ 無 ☐ 有	物品名及び金額				
使用者側の配置人員		事務局	人	案 内	人	警備・駐車場	人
		技術者	人	その他 ()		合 計	人
備考							

保谷こもればホール施設使用許可（不許可）書

第 号
年 月 日
印

あて

次のとおり使用を許可（不許可）します。

使用目的（行事名）					
使用施設	使用日	施設名	開始時間	終了時間	使用料
担当		氏名	電話		
		住所			
備考					
入場料等営利行為	有無	金額内容	円		
			施設の使用料		
			附属設備の使用料		
			合計		

教示

＜市長の場合＞

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜指定管理者の場合＞

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、こ

の処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第4条、第10条、第27条関係）
様式第5号（第4条、第10条、第27条関係）

保谷こもればいホール附属設備使用許可（不許可）書
第 年 月 日 号
あて 国

次のとおり使用を許可（不許可）します。

使用 設備 品	使用日	施設名	附属設備名	開始時間	終了時間	数	使用料
合 計				円			

教示

＜市長の場合＞

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜指定管理者の場合＞

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分

があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第8条、第28条関係）
様式第6号（第8条、第28条関係）

年 月 日

保谷こもればいホール施設時間超過使用申請書

指定管理者 殿

次のとおり施設の超過使用を申請します。

申請者	住 所				
	氏 名		連絡先		
主催者	所在地又は住所				
	団 体 名				
	代表者名		連絡先		
使用責任者	住 所				
	氏 名		連絡先		
使用許可済みの時間	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
使用する施設等					
超過する時間	午前・午後 時 分 から 午前・午後 時 分 まで (1時間以内)				
超過使用の理由					
超過利用料金	利用料金（ ）円×30%＝（ ）円				
備 考					

年 月 日

保谷こもればホール施設等利用料金減免申請書

指定管理者 あて

次のとおり施設等の利用料金の減免を申請します。

申請者	住 所						
	氏 名			連絡先			
主催者	所在地又は住所						
	団 体 名						
	代 表 者 名			連絡先			
使用責任者	住 所						
	氏 名			連絡先			
使用内容	日程	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)	年月日 (曜日)
	区分						
	午前(9時～正午)						
	午後(13時～17時)						
	夜間(18時～22時)						
使用目的	催事名	※上の枠に、使用する施設等の番号を付してください。					
	種類 ☐ 音楽 ☐ 演劇 ☐ 舞踊 ☐ 映画 ☐ 展示 ☐ 芸能 ☐ 演芸 ☐ 講演 ☐ 会議 ☐ その他	施設等名	施設番号	施設等名	施設番号		
		メインホール	1	小ホール	8		
		楽屋1(小)	2		楽屋A	9	
		楽屋2(小)	3		楽屋B	10	
		楽屋3(大)	4		楽屋C	11	
				リハーサル室	12		
		内容	楽屋4(大)	5	音楽練習室	13	
			楽屋5(中)	6	会議室	14	
	楽屋6(中)		7	附属設備	15		
減免理由	☐ 社会福祉法人がその目的遂行のために使用する場合 ☐ 身体障害者手帳等を提示する方が利用する場合、又はこれらの方が半数以上で構成する団体が使用する場合等 ☐ 使用日の3月前の日から使用日の前の日までに申請し、メインホール又は小ホールで公演を行わない場合であって、メインホール又は小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用する場合 ☐ 市又は指定管理者が後援する事業で、指定管理者が特に認めたもの ☐ メインホール又は小ホールで公演を行う場合であって、その公演の前に練習（公演の日を除く。）によりメインホール又は小ホールの舞台のみ（演出等の指導による客席の使用を含む。）を使用する場合						
	備考						

保谷こもればいホール施設等利用料金減免承認（不承認）書

あて		第 年 月 日					
		号 目					
年 月 日に申請のあった施設等の利用料金の減免について、次のとおり決定します。							
決 定 の 内 容		承 認 ・ 不 承 認					
使 用 内 容	使 用 日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	区分・施設等	午前					
		午後					
		夜間					
		全日					
	附 属 設 備						
減 免 率							
不承認の理由							

教示

【使用料の減免の場合】

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 9 号（第10条、第27条関係）
様式第 9 号（第10条、第27条関係）
保谷こもればいホール施設等使用申請取下げ書

西東京市長 殿								年 月 日	
申請者 住 所								印	
氏 名									
電 話									
次のとおり施設等の使用申請の取下げをします。									
許 可 番 号			年 月 日付 第 号						
使 用 内 容	使 用 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	区 分 ・ 施 設	午前							
		午後							
		夜間							
		全日							
附 属 設 備									
取下げの理由									
備 考									

年 月 日

保谷こもればいホール施設等使用変更申請書

西東京市長 殿

次のとおり使用許可の変更を申請します。

申請者	住 所			
	氏 名		連絡先	
主催者	所在地又は住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
使用責任者	住 所			
	氏 名		連絡先	
許 可 番 号		年	月	日付 第 号
変更内容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 の 理 由				
備 考				

様式第11号（第11条、第27条関係）
 様式第11号（第11条、第27条関係）

保谷こもればいホール施設等使用変更許可（不許可）書

第 年 月 日

あて

図

次のとおり使用変更を許可（不許可）します。

使用目的（行事名）					
使用施設等	使用日	施設等の名称	開始時間	終了時間	使用料
担当		氏名	電話		
		住所			
備考					
入場料等営利行為		金額内容	円		
変更の理由		施設の使用料			
		附属設備の使用料			
		合 計			
		納付済み額			
		不足額・過納額			

教示

＜市長の場合＞

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜指定管理者の場合＞

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、こ

2 この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号 (第12条、第28条関係)

年 月 日							
指定管理者 殿							
請求者 住 所 氏 名 電 話							
④							
次のとおり施設等の利用料金の還付を請求します。							
許 可 番 号		年 月 日付 第 号					
使 用 内 容	使 用 日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	区 分 ・ 施 設 等	午前					
		午後					
		夜間					
		全日					
附 属 設 備							
納付済み額		円					
振り込み指定口座		金融機関	銀行		支店		
		口座種別	普通 ・ 当座		口座番号		
		口座名義					

様式第13号（第12条、第28条関係）
 様式第13号（第12条、第28条関係）

保谷こもれびホール施設等利用料金還付承認（不承認）書

年 月 日 第 号 図						年 月 日	
						年 月 日	
あて							
年 月 日に申請のあった施設等の利用料金の還付請求について、次のとおり決定します。							
決定の内容		承認・不承認					
使用	使用日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
内容	区分 ・ 施設等	午前					
		午後					
		夜間					
		全日					
容	附属設備						
還付金額		納付済み額		還付率		還付額	
		円		%		円	
振り込み指定口座		金融機関	銀行		支店		
		口座種別	普通・当座				

教示

＜市長の場合＞

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜指定管理者の場合＞

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である を被告として、東京地方

裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

保谷こもれびホール施設等特別使用申請書
西東京市長 殿

次のとおり特別使用を申請します。

申請者	住 所							
	氏 名		連絡先					
主催者	所在地又は住所							
	団 体 名							
	代 表 者 名		連絡先					
使用責任者	住 所							
	氏 名		連絡先					
使用 内 容	日程	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	区分							
	午 前 (9 時 ~ 12 時)							
	午 後 (13 時 ~ 17 時)							
	夜 間 (18 時 ~ 22 時)							
全 日 (9 時 ~ 22 時)								
使用 目 的	催事名	※上の枠に、使用する施設の番号を付してください。						
	種類 ☐ 音楽 ☐ 演劇 ☐ 舞踊 ☐ 映画 ☐ 展示 ☐ 芸能 ☐ 演芸 ☐ 講演 ☐ 会議 ☐ その他 内容	施 設 名	施設番号	施 設 名	施設番号			
		メインホール	1	小ホール	8			
		楽屋 1 (小)	2	楽屋 A	9			
		楽屋 2 (小)	3	楽屋 B	10			
		楽屋 3 (大)	4	楽屋 C	11			
		楽屋 4 (大)	5	リハーサル室	12			
		楽屋 5 (中)	6	音楽練習室	13			
		楽屋 6 (中)	7	会議室	14			
		☐ 特別の設備等の設置 ☐ 設備の変更 ☐ 器具等の持込み使用						
使用方法								
持 込 み 使 用 器 具	名 称	KW	名 称	KW	名 称	KW	名 称	KW
							合計 KW 数	

様式第15号（第13条関係）
様式第15号（第13条関係）

保谷こもれびホール施設等特別使用許可（不許可）書

あて		第 年 月 日		号 日		図	
		年 月 日に申請のあった施設等の特別使用について、次のとおり決定します。					
決 定 の 内 容		許 可 ・ 不 許 可					
使 用 内 容	使 用 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	区 分 ・ 施設等	午前					
		午後					
		夜間					
	全日						
附 属 設 備							
使 用 目 的							
許可の条件							
不許可の理由							
持込み使用器具							

教示

＜市長の場合＞

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜指定管理者の場合＞

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、こ

の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保谷こもればいホール施設等使用許可取消し等処分書

あて		第 年 月 日		号 日		国	
		年 月 日付		第 号		で許可した施設等の使用について、次のとおり決定します。	
決 定 の 内 容		使用の許可の取消し ・ 使用の停止					
使 用 内 容	使 用 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	区 分 ・ 施 設 等	午前					
		午後					
		夜間					
		全日					
附 属 設 備							
取消し処分等の理由							

教示

＜市長の場合＞

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜指定管理者の場合＞

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者である を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があった

ことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号（第20条関係）

様式第17号（第20条関係）

指定管理者指定申込書

年 月 日

西東京市長 殿

所在地
申請者 名 称
代表者
連絡先

印

西東京市保谷こもれびホール条例第14条の規定により西東京市保谷こもれびホールの指定管理者の指定を受けたいので、申し込みます。

添付書類 別紙のとおり

様式第18号（第22条関係）

様式第18号（第22条関係）

指定管理者指定通知書

年 月 日

あて

西東京市長

印

西東京市保谷こもれびホール条例第17条の規定により西東京市保谷こもれびホールの指定管理者の指定について、次のとおり指定したので通知します。

指定期間 年 月 日 から 年 月 日まで

指定管理者指定取消し通知書

年 月 日

あて

西東京市長

印

西東京市保谷こもれびホール条例第23条第1項の規定により西東京市保谷こもれびホールの指定管理者の指定について、次のとおり指定を取り消したので通知します。

指定を取り消した日 年 月 日
指定を取り消した事由

教示

<市長の場合>

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、西東京市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、西東京市を被告として（訴訟において西東京市を代表する者は、西東京市長となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。